

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案） 自治体意見照会及び試行運用実施自治体の意見等について

令和6年10月30日

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

こどもまんなか
こども家庭庁

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案） 自治体意見照会及び試行運用実施自治体の意見等について①

- 令和6年1月～同年3月：全国の自治体に意見照会を実施
（試行運用対象自治体については、試行運用の実施状況を踏まえ、～令和6年4月下旬に実施）

	主なご意見・ご質問等（一時保護の要件について）	対応方法
1	一時保護の目的のうち、「アセスメント保護」に、施設入所等措置中の児童について措置変更の可否やその内容の検討のために保護をする場合も含まれていることをマニュアル上明記してほしい。	マニュアル（資料2-1（以下同じ）11～12頁）に追記
2	保護者と内縁関係にある者や交際相手等が「保護者」に該当するかについても示してほしい。	マニュアル13～14頁に追記
3	被措置児童等虐待の場合、内閣府令何号で対応すればよいのか、考え方をわかりやすく示してほしい。	マニュアル14頁に追記
4	児童虐待防止法第12条の2第1項に定める「児童虐待を受けた児童」以外の事案で、保護者の意に反して施設入所等措置の継続が困難となった場合は、府令該当性をどのように考えればよいのか、マニュアルに追記すべき。	マニュアル20頁に追記
5	内閣府令第4号について、児相職員のみならず、支援者や支援機関が児童を説得・動機付けしたことで児童が一時保護を希望することも考えられるが、このような場合は、本号にいう保護の求め等に当たらないか、明記すべき。	マニュアル25頁に追記
6	内閣府令第5号の「保護者」とはマニュアル（案）の第1号に関する説明部分の定義と同じか、明記すべき。	マニュアル26頁に追記
7	内閣府令第6号において、児童を預ける期間についての保護者の認識は問わないのか、明記すべき。	マニュアル29頁に追記
8	内閣府令第6号について、児相や関係機関の職員等が説得や動機付けをした結果、保護者が保護を求めた場合においても、本号にいう保護の求め等に当たるのか、明記すべき。	マニュアル29頁に追記
9	内閣府令第6号において、保護者と親権者等が一致する場合に関し説明されているが、保護者の範囲は親権者等より広いので、保護者と親権者等が一致しない場合に関して説明すべき。	マニュアルの記載を修正（30頁）
10	育児疲れは育児中のほぼ全ての保護者が経験すると思われるが、第6号の説明ではそのような事案も一時保護が第一の選択肢として挙がってくるように読める。市町村との役割分担を意識した記載に修正すべき。	マニュアルの記載を修正（31頁）
11	一時保護の必要性に関する消極的事実として、加害者からの分離ができることや一時保護によらずに児童の安全を確保できることなどを入れるべきではないか。	マニュアルの記載を修正（33頁）
12	新たに定められる一時保護の要件及び一時保護時の司法審査制度に対応した一時保護決定通知書の様式例を示してほしい。	様式例を提示予定

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案） 自治体意見照会及び試行運用実施自治体の意見等について②

	主なご意見・ご質問等（一時保護状の請求手続について）	対応方法
13	一時保護状の請求手続の流れ等をまとめたフロー図を作成してほしい。	マニュアル7頁に追記
14	事実上親権者等がない場合について、どのように判断すべきか、考え方を示してほしい。	マニュアル35頁に追記
15	一時保護開始後に満18歳に到達する者については一時保護時の司法審査の対象外となるのか。	Q & A で提示予定
16	法第28条に基づく承認審判により施設入所等措置が採られている児童の一時保護についても、親権者等の同意があれば一時保護状の請求は不要か。親権者等の同意を得て施設入所等措置が採られている児童について一時保護を行う場合はどうか。	Q & A で提示予定
17	一時保護状の請求期限について、一時保護した初日の時間帯は問わずに1日目としてカウントするのか。一時保護状の請求が7日以内に行われれば、一時保護状の発付は8日目以降でよいのか。	マニュアル36頁に追記
18	一時保護の開始日について、「一時保護の決定を行うことができる状況」とはどのような状況か、わかりにくいのではないか。	マニュアルの記載を修正 (38頁)
19	一時保護の開始日について、児童を待機させている行為自体が一時保護下にあると考えるべきであって、その時点が開始時となるのではないか。	マニュアルの記載を修正 (38頁)
20	一時保護状の請求は郵送で行うことができるか。裁判所への持込みが想定されているのか。	マニュアル39頁に追記
21	7日以内に戸籍謄本等を取得することが困難な場合が多く、相当数の事案が「親権者等が確知できない場合」として一時保護状の請求対象となる。戸籍謄本等の取得・確認業務を迅速に行う方策は検討できないか。	検討状況については、資料3のとおり
22	戸籍謄本等の取得・確認に関し、市町村（戸籍関係部署）の協力をお願いできないか。	
23	親権者等の特定について、例えば2週間前にも一時保護をしており戸籍謄本を取得しているような場合においても、7日以内に戸籍謄本を新しく取得しなければならないのか。	Q & A で提示予定
24	外国人の場合において、7日で公的書類を取得した上で親権者等を特定することが困難な場合も多々想定されるのであれば、その旨もマニュアルに記載してほしい。	マニュアル40頁に追記

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案） 自治体意見照会及び試行運用実施自治体の意見等について③

	主なご意見・ご質問等（一時保護状の請求手続について）	対応方法
25	親権者等への説明の際に参考となるような資料を作成してほしい。	マニュアルに追記（72頁に参考例を提示）
26	D V 事案において、裁判所から、加害者とされる親権者等に対し、審査結果等の通知が行われるのか。	マニュアル41頁に追記
27	親権者等に連絡を試みたが折返し等の連絡がない場合等は、同意をしたと考えてよいのか。	Q & A で提示予定
28	施設入所等措置中の児童について、施設長や里親に一時保護の同意を確認するといったことがあり得るのか。	マニュアル34頁に追記
29	親権者等の同意の確認は原則として書面で行うものとするがあるが、同意を確認する書面にはどのようなことを盛り込めばよいか。	マニュアル43頁に追記
30	親権者等の同意について、口頭による確認の場合は、日時や方法、親権者等の発言などを具体的に記録しておくことが望ましいのではないのか。	マニュアル43頁に追記
31	親権者等自ら意見書面を作成するとの希望がある場合について、児相が親権者等との間で決定した期限までに意見書面の提出がない場合の対応についても、マニュアルに記載すべきではないのか。	マニュアル44頁に追記
32	児童の意見・意向について、乳幼児や障害児など、言葉による意見の表出が困難な児童について、具体的にどのように聴取結果を記録すればよいか。また、そのような場合の総括書面への記載例も示してほしい。	マニュアル48頁に追記（総括書面記載例2にも追記）
33	総括書面の「児童の意見・意向」欄の記載と「児童相談所の所見」欄の記載を具体的にどのようにすみわけたらよいのか。「児童の意見・意向」にはあくまで客観的な事実を記載し、分析評価した見立て等を「児童相談所の所見」欄に記載すればよいか。	マニュアル48頁に追記
34	児童自ら意見書面を記載する場合は、どのような項目を記載してもらうことが考えられるか。	マニュアル48頁に追記
35	提供資料の準備に関し、裁判官から、判断に必要があるとして、追加資料の提供を求められることがあり得るのか。	マニュアル50～51頁に追記
36	再度の一時保護状の請求をする場合は、一時保護状請求書類（総括書面）にどのようなことを追加で記載する必要があるのか。	マニュアル51頁に追記（総括書面書式にも追記）

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案） 自治体意見照会及び試行運用実施自治体の意見等について④

	主なご意見・ご質問等（一時保護状の請求手続について）	対応方法
37	児童を特定する公的書類が何もなく、氏名・住所・生年月日がわからず写真しかないような場合はどうすればよいか。	マニュアル52頁に追記
38	児童を特定する資料として、住所を示す公的書類がなく、児童の所在する場所に生活の実態があることを裏付ける資料を提出する場合は、例えばどのような資料を裁判官に提供することが考えられるのか。	マニュアル52頁に追記
39	請求者を特定する資料として、児相長の在職証明書の写しを全件提供することが難しい。これ以外に、何か他の手段も考えられないか。	マニュアル52～53頁に追記
40	児相が裁判所に提出した一時保護状の請求書類等について、裁判所から親権者等に対し送付されるか。	マニュアル55頁に追記
41	事前請求において、7日を超える有効期間が必要となる場合としてどのような事例が想定されるのか。	マニュアル58頁に追記
42	移管ケースについて、一時保護の起算点が移管元・移管先での各一時保護の開始日となる理由等を確認しておきたい。	マニュアル58頁に追記
43	一時保護状の請求が却下された場合は、それまでの一時保護は違法なものだったことになるのか。	Q & A で提示予定
44	事前請求を行い一時保護状の請求が却下された場合は、法第33条第9項により「一時保護を行うことができる」ことにはならないということによいか。	マニュアル61頁に追記
45	一時保護状の請求却下の裁判に対する取消請求（以下「取消請求」という。）について、触法行為や他人への危害等がある児童は、「一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるとき」に該当する余地はないのか。	マニュアル64頁に追記
46	取消請求についても、取消請求自体が一時保護状の請求却下の裁判の翌日から3日以内に行われていれば足り、取消請求に対する裁判所の判断が3日以内である必要はないことを明記すべき。	マニュアル64頁に追記
47	既存の行政不服審査や取消訴訟との関係についても記載すべき。	マニュアル64頁に追記
48	一時保護状の発付の有無と行政不服審査や取消訴訟における判断は関係するのか。	マニュアル64頁に追記
49	一時保護状の請求期間（7日間）及び取消請求期間（3日間）には、土日・祝日・年末年始も含むか。	マニュアル68頁に追記